

会員各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

日病薬薬剤師賠償責任保険
新型コロナウイルスワクチン接種業務に関する補償について（お知らせ）

平素より、日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。
さて、日病薬薬剤師賠償責任保険は、現行法（医療法、薬剤師法等）に定められた薬剤師の業務を補償対象としておりますが、今般、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場における、「薬液充填」、「予診補助」、「経過観察」など、新型コロナウイルスワクチン接種業務[※]についても補償対象とする新たな特約条項を追加いたしました。

令和3年6月4日以降に発生した事故より適用いたしますことをお知らせ致します。

【変更前】

【変更後】 令和3年6月4日より適用

<p>第1条（保険金を支払う場合—特定危険） 当社は、薬剤師特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、第1条（事故）の規定を以下のとおり読み替えて適用するものとします。 （1）この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款第1条の「事故」とは、次の①または②の事故をいいます。 ① 医薬品等危険 被保険者の占有を離れた医薬品等に起因する事故 ② 施設危険 その他①に定める業務に付随して、被保険者が行う業務によって生じた偶然な事故 （2）施設契約のみ （1）にいう「業務」とは被保険者が所属する「医療施設の業務」（注1）にかぎるものとします。</p>	<p>第1条（保険金を支払う場合—特定危険） 当社は、薬剤師特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、第1条（事故）の規定を以下のとおり読み替えて適用するものとします。 （1）この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款第1条の「事故」とは、次の①から③の事故をいいます。 ① 医薬品等危険 被保険者の占有を離れた医薬品等に起因する事故 ② 施設危険 その他①に定める業務に付随して、被保険者が行う業務によって生じた偶然な事故 ③ その他危険 ①および②に掲げる危険の他、新型コロナウイルスワクチン接種業務[※]に起因する事故 （2）施設契約のみ （1）にいう「業務」とは被保険者が所属する「医療施設の業務」（注1）にかぎるものとします。</p>
---	---

※ 新型コロナウイルスワクチン接種業務とは
予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施される、新型コロナウイルス感染症の予防を目的としたワクチンの接種に関する業務をいい、それに付随する一連の業務を含みます。ただし、厚生労働省により薬剤師が実施することが認められていない業務は含みません。

注1）「医療施設の業務」というのは物理的な場所を指しているのではなく、場所を問わず、その病院（薬剤部）の業務として実施している業務を指しています。一般的に病院に指示されたうえでその業務を行っているのであれば基本的には対象に含まれます。

【参考】施設契約ご加入の病院薬剤部の職員の方が個人でワクチン接種のアルバイトに申しこんだケース等は、病院の業務とは言えませんので補償の対象外となります。

照会先
日本病院薬剤師会 経理課
☎03-3406-0485
keiri@jshp.or.jp